

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第160号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「所轄区長」の右に「又は所轄担当区長」を加える。

第6条中「(洛西福祉事務所，深草福祉事務所及び醍醐福祉事務所にあつては，所轄区役所支所長)」を「又は所轄担当区長」に改める。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)